

令和6年度 長野県犯罪被害者等支援推進計画に基づく施策の実施状況等

番号 (再掲)	施策	施策の概要	実施状況等				担当課			
			R7事業内容	R7当初予算額 (千円)	R6事業実績	R6当初予算額 (千円)				
<b>施策の柱1 総合的な支援体制の整備</b>										
<b>(1) 支援体制の整備</b>										
1	「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置	「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、窓口に社会福祉士等の資格を持つ職員を配置して対応能力の強化を図ります。また、求められる支援の内容は、事件発生からの時間経過とともに変わっていくため、県警、民間支援団体、県、市町村の相互の連携を促進し、適切な支援を途切れることなく提供する体制を整えます。	○犯罪被害者等総合支援窓口において被害者等からの相談等に対応し、関係機関、団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、適切な支援を受けられるよう、総合的な対応を実施	-	○条例の施行に合わせ犯罪被害者等総合支援窓口を設置し、被害者等からの相談に対応 ・相談件数：12件	-	人権・男女共同参画課			
2	長野県犯罪被害者支援連絡協議会の運営	犯罪被害者等支援は多岐にわたっていることから、関係機関の連携が必要です。このため、「長野県犯罪被害者支援連絡協議会」を開催し、必要な情報共有と適切な支援につなげていく体制を整えます。	○関係機関・団体との連携を強化	-	○長野県犯罪被害者支援連絡協議会総会 ・開催数：1回 参加機関・団体数：33/44 ○被害者支援に係る講演会の実施（交通犯罪被害者御遺族による講演） ・実施数：1回 ○会報「ネットワークだより」の発行 ・発行数：3回 ○警察署単位の被害者支援ネットワーク会議の開催 ・開催数：県下において19回開催	-	警察本部警務課			
3	「被害者支援ノート」を活用した相談・支援体制の充実	「被害者支援ノート」を活用し、「被害者と相談窓口担当者」や「関係機関の担当者間」の速やかな情報共有を図り、必要な支援の実施、適切な窓口への案内を実施します。	○令和5年度に作成した「犯罪被害者等のためのノート」を活用	-	○令和5年度に作成した「犯罪被害者等のための支援ノート」を活用（市町村や関係機関・団体に配布済み）	-	人権・男女共同参画課			
4	支援従事者向け手引きの作成・配布	犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した手引きを作成し、市町村や関係機関等へ配布し周知を図り、連携の強化及び支援の充実に努めます。	○「犯罪被害者等支援ハンドブック」を改訂し、市町村を始めとした関係機関、団体に送付するとともに県のホームページに掲載	153	○令和5年12月に改訂した「長野県犯罪被害者等支援ハンドブック」を活用（市町村や関係機関・団体に配布済み）	-	人権・男女共同参画課			
5	長野県犯罪被害者等支援連携会議の開催	関係機関同士の連携を強化し、県の「犯罪被害者等総合支援窓口」及び市町村の「犯罪被害者等総合対応窓口」の機能の充実を図るために、長野県犯罪被害者等支援連携会議を開催します。	○関係機関同士の連携強化を図るため「犯罪被害者等支援連携会議」を開催	-	○市町村支援担当者向けの研修会を開催し、連携した取組について共有 ・参加者数：66人	-	人権・男女共同参画課			
<b>(2) 民間支援団体に対する支援</b>										
6	民間支援団体の活動への支援	民間支援団体が開催する犯罪被害者支援に資すると考えられる講演会等について、各種媒体を活用し広報するなどして、民間支援団体の活動を支援します。さらに、市町村や関係機関・団体等に対し、民間支援団体との連携・協力を働きかけ、県内における途切れることのない支援を促進します。	○認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターと連携し、市町村担当者向け研修会を開催し、同センターとの連携した取組について共有（人権・男女共同参画課） ○各種機会を活用した長野犯罪被害者支援センターの周知（警察本部警務課）	-	○市町村担当者向け研修会を開催し、長野犯罪被害者支援センターの取組について共有（人権・男女共同参画課） ○犯罪被害者週間、ホンデリング活動等を通じて、長野犯罪被害者支援センターを周知（警察本部警務課）	-	人権・男女共同参画課 警察本部警務課			
7	民間支援団体が行う研修等への支援	民間支援団体等が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力をします。	○各種研修への助言、講師派遣等の協力	-	○長野犯罪被害者支援センター支援事業員に対する養成研修を実施 ・実施数：2回 ○各種広報啓発活動の共催	-	警察本部警務課			
8	早期援助団体の財政・人的基盤確立に向けた協力	早期援助団体が安定した財政基盤のもとで充実した活動ができるよう、財政的援助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の確立に向けた協力をします。	○犯罪被害者等早期援助団体（長野犯罪被害者支援センター）への財政的・人的基盤の確立に向けた協力	2,200	○長野犯罪被害者支援センターに補助金を交付 ・交付金額：2,200千円	2,200	警察本部警務課			
9	早期援助団体に対する情報提供制度の運用	犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。	○犯罪被害者等早期援助団体（長野犯罪被害者支援センター）への情報提供	-	○犯罪被害者等早期援助団体（長野犯罪被害者支援センター）への情報提供 ・提供件数：1件	-	警察本部警務課			
<b>(3) 人材の育成</b>										
10	市町村担当者への研修会等の開催	市町村へ犯罪被害者等支援施策の好事例の紹介等、情報を提供するとともに、市町村担当者を対象とした研修会等を開催し、担当者の対応力等の強化充実を図ります。	○認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターと連携し、市町村支援担当者向けの研修会を開催	620	○認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターと連携し、市町村支援担当者向けの研修会を開催 ・参加者数：66人	300	人権・男女共同参画課			
11	支援従事者を対象とした研修等の実施	支援従事者を対象とした研修会などの開催や、市町村、関係機関・団体等の開催する研修等に講師を派遣し、犯罪被害者等の現状、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止に関する理解の増進を図ります。	○市町村支援担当者向け研修会を開催するほか、関係機関・団体等が開催する研修等に講師を派遣（人権・男女共同参画課） ○長野犯罪被害者支援センター支援事業員に対する研修の実施（警察本部警務課）	-	○市町村支援担当者向け研修会を開催 ・参加者数：66人（人権・男女共同参画課） ○認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター支援事業員に対する養成研修を実施 ・実施数：1回（人権・男女共同参画課） ○長野犯罪被害者支援センター支援事業員に対する養成研修を実施 ・実施数：2回（警察本部警務課）	-	人権・男女共同参画課 警察本部警務課			
12	男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等	複雑化、多様化する相談に対し適切に対応するため、相談員の研修会を実施し、専門性の向上に努めます。	○市町村等で相談業務にあたる担当者の資質向上を図るために研修を開催	170	○市町村等で相談業務にあたる担当者の資質向上を図るために研修及び事例検討会を開催 ・研修実施数：2回（参加者数51人）	150	人権・男女共同参画課			
13	「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支援	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」では、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減しその健康の回復を図ります。 被害者に寄り添った相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付き添い、医療費の補助等）が実施できるよう、スキルアップ研修の実施等を通じて相談員の育成を行います。	○被害者に寄り添った適切な支援を実施できるよう、支援員向けの研修を開催するとともに、内閣府等が開催する研修等に参加する	24,189	○支援員向けの研修の開催等 ・研修の開催数：6回 ・内閣府開催の研修等への参加回数：6回	21,367	人権・男女共同参画課			
14	警察職員の採用時、昇任時等における犯罪被害者等支援に関する教養の実施	採用時、昇任時及び捜査に従事する者を対象とした専科等の各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、民間被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行います。	○採用時、昇任時及び捜査に従事する者を対象とした専科等の教養時に、犯罪被害者等支援の必要性及び支援要領等について教養を実施	-	○各種任用料、研修会等の教養時に、被害者支援に係る教養を実施 ・教養対象者のペ数：234人（生安任用科22人、人身安全対策専科22人、刑事任用科33人、性犯罪捜査専科22人、性犯罪捜査研修会22人、交通事故用科25人、交通事故捜査専科23人、組織犯罪対策課46人、警備任用料19人）	-	警察本部警務課・人身安全少年課・捜査第一課			

番号 (再掲)	施策	施策の概要	実施状況等				担当課		
			R7事業内容	R7当初予算額(千円)	R6事業実績	R6当初予算額(千円)			
<b>施策の柱2 相談・情報提供の充実</b>									
<b>(1) 相談及び情報の提供等</b>									
15 (1)	「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置 [再掲]	「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、窓口に社会福祉士等の資格を持つ職員を配置して対応能力の強化を図ります。また、求められる支援の内容は、事件発生からの時間経過とともに変わっていくため、県警、民間支援団体、県、市町村の相互の連携を促進し、適切な支援を途切れることなく提供する体制を整えます。	○犯罪被害者等総合支援窓口において被害者等からの相談等に対応し、関係機関、団体に関する情報提供・橋渡しを行なうなど、適切な支援を受けられるよう、総合的な対応を実施	-	○条例の施行に合わせ犯罪被害者等総合支援窓口を設置し、被害者等からの相談に対応 ・相談件数：12件	-	人権・男女共同参画課		
16	市町村における総合的対応窓口の周知等	市町村における施策の策定や実施に必要な情報を提供するとともに、犯罪被害者等が求める支援にスムーズにつながるよう、市町村における総合的対応窓口の周知を図ります。	○「犯罪被害者等支援ハンドブック」、「犯罪被害者等のためのノート」、県のホームページを活用した周知 ○市町村からの施策の実施に関する相談に随時対応	-	○「犯罪被害者等支援ハンドブック」及び「犯罪被害者等のためのノート」に市町村の総合的対応窓口を記載 ○市町村からの施策の実施に関する相談に対応	-	人権・男女共同参画課		
17	県警察及び民間支援団体と県、市町村との相互連携の促進	犯罪発生直後から犯罪被害者等支援を実施する警察、犯罪被害者等早期援助団体である「認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター」と各種行政サービスの窓口である県、市町村その他関係機関の相互の連携を促進し、支援の充実を図ります。	○県、県警、市町村、センターが連携する多機関ワンストップサービス体制の構築に向けた知見の共有を図るために、認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターに「犯罪被害者等支援体制検討事業」を委託 ○関係機関同士の連携強化を図るために「犯罪被害者等支援連携会議」を開催	620	○県、市町村、センターの連携・協力の促進を図るために、認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターに「市町村における犯罪被害者等支援業務」を委託し、市町村支援担当者向けの研修会を開催するとともに、市町村への専門的な助言を実施 ・参加者数：66人	300	人権・男女共同参画課		
18	警察相談専用電話「#9110」番の周知等相談体制の充実	全国統一の警察相談専用電話「#9110」番、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口の周知を図るとともに、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。	○警察相談専用電話「#9110」、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」等相談窓口の周知	46	○警察相談専用電話「#9110」、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」等相談窓口を周知するため、各種関係機関においてポスターを掲示し、街頭活動等イベント時にチラシ、ポケットティッシュ等を配布	46	警察本部 警務課		
19	海外における犯罪被害者等への国内支援に関する情報提供	海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、日本国内の遭難者等や帰国する犯罪被害者等に対し、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めます。	○警察庁と連携した情報収集 ○国内における支援に関する情報提供等、関係機関・団体と連携した各種支援活動	-	○警察庁と連携した情報収集や、関係機関・団体と連携した支援体制を構築 ○県内邦人関係者に対する支援 ・実施件数：1件	-	警察本部 警務課		
20	地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進	捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。	○被害者の要望による訪問・連絡活動等の効果的な実施 ○電話でお金詐欺、高齢者交通事故防止対策を視野に入れた巡回連絡の実施 ○子どもに係る犯罪の未然防止	-	○巡回連絡等に併せ、被害者の心情に配意した被害者宅への訪問活動を実施 ○巡回連絡時に、高齢者を対象とした電話でお金詐欺被害防止、交通事故防止等の未然防止活動を実施 ○子どもを対象とした犯罪被害等防止のため、関係機関や地域住民と連携した安全確保のための見守り活動等諸対策を実施	-	警察本部 地域課		
21 (3)	「被害者支援ノート」を活用した相談・支援体制の充実 [再掲]	「被害者支援ノート」を活用し、犯罪被害者等が各窓口等で同じ説明を何度も繰り返さなければならない負担を軽減するとともに、犯罪被害者の状況を関係機関が情報共有し、必要な支援の実施、適切な窓口への案内を実施します。	○令和5年度に作成した「犯罪被害者等のためのノート」を活用	-	○令和5年度に作成した「犯罪被害者等のための支援ノート」を活用（市町村や関係機関・団体に配布済み）	-	人権・男女共同参画課		
22	弁護士による無料法律相談	被害者等支援に精通している弁護士による初回の法律相談を無料で受けられる体制を構築し、犯罪被害者等が抱える法律問題について円滑な解決を図ります。	○犯罪被害者等が抱える法律問題の円滑な解決を図るため、弁護士による無料法律相談を実施	55	○長野県弁護士会と連携し、弁護士による無料法律相談を実施 ・相談件数：1件	55	人権・男女共同参画課		
23	長野県多文化共生相談センターにおける相談対応等	県内に住む外国人が安心して生活できるよう、多言語による相談に応じ、適切な窓口につなぐとともに、必要な情報提供を行います。中国語、ポルトガル語、タガログ語等、15の言語による対応が可能です。	○県内に住む外国人が安心して生活できる環境を整備するため、外国人県民等からの生活に関する相談対応や情報発信等を実施	18, 156	○長野県多文化共生相談センターの運営 ・相談件数：1,782件（15言語以上に対応） ○市町村外国人窓口担当者研修会の実施 ・実施回数：6回 ○出張相談会の実施 ・実施回数：10回	18, 722	県民政策課		
24	指定被害者支援要員による付添い、情報提供等	あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を行うなどする指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図ります。	○指定被害者支援要員の積極的な活用 ○指定被害者支援要員を対象とした研修、教育の充実	-	○事件発生直後から各種情報提供や付き添い支援等、指定被害者支援要員による支援を実施 ・対象者数：151人 ○各警察署被害者支援係員に対する研修の実施 ・オンライン開催：23人	-	警察本部 警務課		
25	「被害者の手引」の作成等刑事手続き等に関する情報提供の充実	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に係る機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努めます。	○警察署刑事課窓口等への「被害者の手引」の確実な備付けの実施（刑事企画課） ○捜査の初期段階における「被害者の手引」の確実な配布の推進（刑事企画課） ○対象事件の被害者又は被害者遺族等に対して配布する「交通事故にあわされた方とその御家族のために」の一部内容の見直し・作成、確実な配布（交通指導課）	106	○「被害者の手引」を改訂し、本部事件主管課及び各警察署へ配布（刑事企画課） ・作成部数900部 ○「交通事故にあわされた方とその御家族のために」を各署へ配布（交通指導課）	106	警察本部 刑事企画課・交通指導課		
26	交通事故に係る相談対応	交通事故相談所による相談を実施するとともに、示談や損害賠償請求等にかかる情報提供を行います。相談員の更なる専門性の向上に努め、的確に助言します。	○交通事故相談員による交通事故被害者等からの交通事故の様々な問題や悩み、疑問などの相談に応じた説明や助言等の実施	16, 974	○面談（巡回相談）、電話相談等を実施 ・相談件数：652件（面談116件、電話相談535件、文書1件）	16, 449	くらし安全・消費生活課		
27	児童虐待における相談及び一時保護	県内の5か所の児童相談所が、児童虐待に係る相談業務（市町村への専門的・技術的助言・職員研修、専門的知識・技術を要する相談対応等）を行います。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○児童相談所による児童虐待をはじめとする子どもの各般にわたる諸問題の相談対応、指導助言及び保護・支援の実施 ○児童虐待及びDVに関する通告、通報に24時間・365日電話で対応	284, 035	○児童相談所の運営 ・児童に関する相談件数：6,175件 ・児童の一時保護（委託）：707人 ○児童虐待・DV24時間ホットライン ・相談件数：1,902件	299, 879	児童相談・養育支援室		

番号 (再掲)	施策	施策の概要	実施状況等				担当課
			R7事業内容	R7当初予算額(千円)	R6事業実績	R6当初予算額(千円)	
28	女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護	女性相談センター及び保健福祉事務所において、配偶者等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、生活上の諸問題について相談に応じます。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○女性相談支援センター及び保健福祉事務所によるDVをはじめとする女性の各般にわたる諸問題の相談対応、助言等の実施 ○児童虐待及びDVに関する通告、通報に24時間・365日電話で対応	100,323	○女性相談センターにおいてDV被害者等の相談に応じ、必要な助言・支援の実施 ・相談件数：2,944件 ○女性の一時保護及び自立支援等の実施 ・保護委託(一時保護委託及び緊急避難支援、本人)：137人 ○ひとり親家庭の生活全般に関する相談、DV被害者等の女性からの相談への適切な助言、支援の実施 ・母子・父子自立支援員の相談件数：1,154件 ・女性相談員等の相談件数：3,548件 ○児童虐待・DV24時間ホットライン ・相談件数：1,902件	74,662	児童相談・養育支援室
29	スクールカウンセラーによる相談支援	公認心理師・臨床心理士など「心の専門家」をスクールカウンセラーとして学校等に配置・派遣し、犯罪被害に遭った児童生徒や保護者に対しカウンセリング等により心のケアを行います。あわせて、教職員等に対し支援に関する助言を行います。	○全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー(公認心理師・臨床心理士等)を配置し、各学校における相談体制の充実を図る	243,188	○相談対応のための全ての公立小・中学校への配置：計32,398時間実施 ○県立高校及び県立特別支援学校への派遣：計7,707時間実施	217,920	心の支援課
30	いじめ等の相談に関する解決に向けた支援	子ども支援センターにおいて、児童生徒や保護者からのいじめ等に関する相談に対し、助言、適切な関係機関の紹介等により、悩み等の解決・解消に向けた支援を行います。	○いじめ、体罰等の人権侵害に悩み苦しむ子どもたちに寄り添いつつ、適切な相談・救済につなげるため、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づき、必要な支援を実施	18,653	○子ども支援センターを運営し、相談対応を実施 ・相談件数：1,428件	16,327	児童相談・養育支援室
31 (12)	男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等【再掲】	配偶者等からの暴力に関する相談に専門家が対応します。あわせて、関係機関、団体の紹介や保護命令制度に関する情報提供、利用の援助を行います。また精神的被害を受けた被害者に対し、カウンセリングを実施します。	○女性及び男性が、生活の中で抱える悩みや家庭・地域・職場での人間関係等についての相談対応の実施	2,116	○女性及び男性が、生活の中で抱える悩みや家庭・地域・職場での人間関係等についての相談対応の実施 ・女性相談件数（電話・面接相談、カウンセリング、法律相談）：1,282件 ・男性相談件数（電話相談）：136件	2,155	人権・男女共同参画課
32	被害少年等が相談しやすい窓口等の情報提供	被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、ウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を図ります。	○少年相談電話「ヤングテレホン」等の相談窓口の周知・広報及び相談対応	-	○各種広報媒体の活用や非行防止教室実施の機会に併せて少年相談窓口を周知・広報 ・相談件数（ヤングテレホン）：64件	-	警察本部 人身安全・少年課
33	高次脳機能障害の相談及び支援普及	事故や病気などにより脳を損傷し、社会生活などに支障をきたしている高次脳機能障害のある方及びその家族の相談に応じ、社会復帰及び就労復帰に向けた総合支援を行います。	○高次脳機能障がいのある方への支援を行うため、4つの医療機関を支援拠点機関に指定し、各支援拠点機関に相談窓口を設置 ○地域の支援体制を強化するため、今年度新たに高次脳機能障害支援コーディネーターを2名配置し、専門的相談支援、支援人材の育成、障がいへの理解促進のための啓発等を実施	14,133	○支援拠点機関（佐久総合病院、健和会病院、桔梗ヶ原病院、長野県立総合リハビリテーションセンター）における相談対応 ・相談件数：6,135件 ○支援者養成研修会の実施 ・修了者数：35人 ○当事者向け研修会の実施 ・参加者数：183人	2,417	障がい者支援課
34	障がい者虐待防止に向けた取組み	市町村職員や障がい者福祉施設従事者等を対象に、障がい者虐待防止や権利擁護に関する研修を実施するほか、長野県障者権利擁護（虐待防止）センターにおいて障がい者虐待に関する相談に応じ、虐待の早期発見及び対応やその後の適切な支援が図られるように努めます。	○障がい者への虐待の早期発見や適切な支援等を図るために、関係機関・団体を対象に研修を実施するほか、障がい者権利擁護センターにおいて相談業務を実施	5,735	○障がい者権利擁護（虐待防止）センターにおいて障がい者虐待等に関する相談対応 ・相談・通報等受付件数：163件 ○事業所向け研修会の実施 ・参加者数：456人 ○市町村職員向け研修会の実施 ・参加者数：82人	5,421	障がい者支援課
35 (13)	「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支援【再掲】	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」では、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減しその健康の回復を図ります。 相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付き添い、医療費の補助等）、警察への付き添い、相談員の育成等を行います。 被害者には、誰にも相談できずいる方が多く存在すると考えられることから、効果的な広報啓発を行い、「りんどうハートながの」の社会的認知度の向上を図ります。 また、多様化する相談に対応できるよう医療機関との連携を充実させます。	○電話、メール、面談により被害者の状況やニーズを丁寧に把握するとともに、支援の選択肢を示しながら支援をコーディネートし、必要な支援を行う関係機関に確実につなぐ。また、各種支援時における被害者の負担をできる限り軽減するため、医療機関等との連携の充実を図る ○インターネットによる広報啓発を行い、センターの認知度向上を通じた被害の潜在化の防止及び性暴力に関する正しい知識の普及を図る	24,189	○窓口で24時間・365日相談を受付、各種支援の実施、提携医療機関の拡大 ・新規相談件数：106件（うち30件については直接支援（面談、医療支援、心理的支援、法的支援等）を実施） ○R5作成のカードを12万7千部増刷し、保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）、小学校（5・6年生）、中学校（全学年）、特別支援学校（全学年）、高等学校（各校100部）に配布	21,367	人権・男女共同参画課
36	性犯罪被害相談電話「#8103」（ハートさん）等相談窓口の利便性向上	性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」（ハートさん）等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努めます。	○性犯罪相談電話「#8103」相談窓口の周知	46	○警察相談専用電話「#9110」、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」等相談窓口を周知するため、各種関係機関においてポスターを掲示し、街頭活動等イベント時にチラシ、ポケットティッシュ等を配布	46	警察本部 警務課

番号 (再掲)	施策	施策の概要	実施状況等				担当課
			R7事業内容	R7当初予算額(千円)	R6事業実績	R6当初予算額(千円)	
37	医療の安全等に係る相談対応	医療安全支援センターを設置し、患者及びその家族からの医療に関する相談に対し、中立的な立場から助言を行うとともに、他の相談窓口等と連携した情報提供・助言を行います。	○患者及びその家族からの医療に関する相談に対し助言、情報提供を実施	4,229	○患者及びその家族からの医療に関する相談の実施 ・県内医療安全支援センターの相談件数（中核市除く）：667件	3,743	医療政策課
38	精神保健の向上に係る相談対応	精神保健福祉センター及び保健福祉事務所への精神保健福祉に係る相談に対し、専門機関としての立場で情報提供、助言を行うことで、地域の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図ります。	○精神保健福祉業務に従事する市町村及び事業所等の経験の浅い職員を対象とした精神保健福祉担当者基礎研修会を開催することで、基礎知識の習得と相談対応の技術向上を図り、地域における精神保健福祉業務の円滑な推進に寄与する	278	○精神保健福祉担当者基礎研修会（オンデマンド形式） ・実施回数：1回 ・受講者数：269人	244	疾病・感染症対策課
39	消費者被害に関する相談対応	消費生活センターにおいて、契約トラブルや悪質商法等の消費者被害に関する相談対応や苦情処理のためのあっせん等を行います。	○消費生活全般に関する苦情相談の内容に応じて、あっせん、他機関紹介、助言等を実施	27,355	○消費生活全般に関する苦情相談を受付 ・苦情相談件数 5,523件	50,927	くらし安全・消費生活課
40	労働相談	労使関係、就労相談等労働問題全般についての相談に対し、労働相談員、特別労働相談員による情報提供、助言を行います。	○労使関係の安定と労働条件の安定を図るために、労働相談員、特別労働相談員による労働相談を実施	20,513	○労使の個別相談に対応し、労使関係の安定と適正な労働条件の確保を図るために、労働相談員等を労政事務所に配置し、労働相談を実施 ・労働相談件数：1,786件	18,768	労働雇用課
41	ひとり親家庭の自立に向けた支援	ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を受けるとともに、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施します。 また、ひとり親家庭の自立と生活基盤の一層の安定を図ることを目的とし、専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成します。加えて、就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催します。	○福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を実施するほか、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施 ○専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催	87,728	○ひとり親家庭の生活全般に関する相談の実施 ・母子・父子自立支援員の相談件数：1,147件 ○専門資格取得に係る費用の助成等 ・高等職業訓練促進給付金等支給人数：22人 ・自立支援教育訓練給付金支給人数：6人 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会 ・ひとり親家庭等就業支援講習会（パソコン講習会） 参加人数：32人	77,955	こども・家庭課
42	生活困窮者の自立に向けた支援	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方にに対する給付金の支給等の支援を行います。	○生活困窮者の自立を支援するため、郡部における生活困窮者への自立相談支援の実施、住居確保給付金の給付を実施するほか、家計改善支援、就労準備支援等の幅広い支援を実施 ○相談支援員の資質向上のため、まいさぼの相談支援員（市設置まいさぼの相談員を含む）に対する研修を実施	231,693	○自立相談支援事業（郡部）の実施 ・新規相談件数：629件 ・就労・増収者数：75人 ○まいさぼ相談員への研修の実施 ・実施回数：6回 ・総参加者数：374人	237,707	地域福祉課
<b>(2) 損害賠償請求に関する情報の提供</b>							
43 (22)	弁護士による無料法律相談【再掲】	被害者等支援に精通している弁護士による初回の法律相談を無料で受けられる体制を構築し、犯罪被害者等が抱える法律問題について円滑な解決を図ります。	○犯罪被害者等が抱える法律問題の円滑な解決を図るために、弁護士による無料法律相談を実施	55	○長野県弁護士会と連携し、弁護士による無料法律相談を実施 ・相談件数：1件	55	人権・男女共同参画課
44 (13,35)	「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支援【再掲】	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」では、被害者の相談に応じて弁護士から法的な助言を受けられるよう、無料法律相談を実施します。	○長野県弁護士会と連携し、弁護士による無料法律相談を実施	24,189	○長野県弁護士会と連携し、弁護士による無料法律相談を実施 ・相談件数：11件	21,367	人権・男女共同参画課
45	損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した「被害者の手引」等の冊子やパンフレット等の内容の充実を図ります。	○各種相談窓口の変更等「被害者の手引」の内容充実（刑事企画課） ○「交通事故にあわれた方とその御家族のために」の内容見直し、作成	106	○「被害者の手引き」を作成し、各警察署へ配布（刑事企画課） ・作成部数：900部 ○「交通事故にあわれた方とその御家族のために」を各署へ配布。	106	警察本部 警務課・刑事企画課・交通指導課
46 (26)	交通事故に係る相談対応【再掲】	交通事故相談所による相談を実施するとともに、示談や損害賠償請求等にかかる情報提供を行います。相談員の更なる専門性の向上に努め、的確に助言します。	○交通事故相談員による交通事故被害者等からの交通事故の様々な問題や悩み、疑問などの相談に応じた説明や助言等の実施	16,974	○面談（巡回相談）、電話相談等を実施 ・相談件数：652件（面談116件、電話相談535件、文書1件）	16,449	くらし安全・消費生活課
47 (39)	消費者被害に関する相談対応【再掲】	消費生活センターにおいて、契約に至った経過や被害の状況を聞き取り、それに応じた、損害賠償の請求に係る専門家（弁護士や司法書士、紛争解決の支援を行う業界団体等）を紹介し、迅速な被害救済のための助言を行います。	○迅速な被害回復を要する相談等について、弁護士、司法書士や紛争解決の支援を行う業界団体等を紹介	27,355	○消費生活全般に関する苦情のうち、迅速な被害回復を要する相談等について、他機関を紹介 ・他機関を紹介した相談件数164件	50,927	くらし安全・消費生活課
48	暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援	公益財団法人長野県暴力追放県民センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図ります。	○暴力団員等から金員を強取された事件の被害者に対し、長野県暴力追放県民センターを介し、民事介入暴力対策委員会の弁護士への相談機会を設けるなど、損害賠償請求の支援を実施	-	○長野県内居住等の特殊詐欺被害者を原告、他県の民事介入暴力対策委員会の弁護士を代理人とした損害賠償訴訟の調整・支援等を実施	-	警察本部 組織犯罪対策課
<b>(3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供</b>							
49	捜査状況等に関する情報提供	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。その際、連絡担当者等を指定し、犯罪被害者等に対する連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう、必要な措置を講じます。	○被害者連絡の適正運用 ・警察署に対する業務指導等を通じ、被害者連絡が組織的かつ確実に実施されるための指導・教養を推進 ・被害者連絡の適正運用を図るための教養資料の作成・配布	-	○各警察署に対する業務指導において、対象事件に対する被害者連絡の実施状況を確認するとともに、被害者連絡を要する事件や実施要領等について、指導・教養を実施	-	警察本部 刑事企画課
50 (25)	「被害者の手引」の作成等刑事手続き等に関する情報提供の充実【再掲】	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努めます。	○警察署刑事課窓口等への「被害者の手引」の確実な備付けの実施（刑事企画課） ○捜査の初期段階における「被害者の手引」の確実な配布の推進（刑事企画課） ○対象事件の被害者又は被害者遺族等に対して配布する「交通事故にあわれた方とその御家族のために」の一部内容の見直し・作成、確実な配布（交通指導課）	106	○「被害者の手引」を改訂し、本部事件主管課及び各警察署へ配布（刑事企画課） ・作成部数900部 ○「交通事故にあわれた方とその御家族のために」を各署へ配布（交通指導課）	106	警察本部 刑事企画課・交通指導課

番号 (再掲)	施策	施策の概要	実施状況等				担当課			
			R7事業内容	R7当初予算額(千円)	R6事業実績	R6当初予算額(千円)				
<b>施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援</b>										
<b>(1) 心身に受けた影響からの回復</b>										
51 (13,35, 44)	「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支 援【再掲】	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」では、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより被害者の心身の負担を軽減しその健康の回復を図ります。 相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付き添い、医療費の補助等）、警察への付き添い、相談員の育成等を行います。	○電話、メール、面談により被害者の状況やニーズを丁寧に把握するとともに、支援の選択肢を示しながら支援をコーディネートし、必要な支援を行う関係機関に確実につなぐ	24,189	○窓口で24時間・365日相談を受付、各種支援の実施 ・新規相談件数：106件（うち30件については直接支援（面談、医療支援、心理的支援、法的支援等）を実施）	21,367	人権・男女共同 参画課			
52	カウンセリング費用の公費支出	犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者等の専門家によるカウンセリング等費用の公費支出制度の周知に努めます。	○犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者に、専門家によるカウンセリング等費用及び処方薬料を公費支出することで、犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減する	1,003	○カウンセリング等費用（処方薬料含む）の公費支出 ・対象者：17人 ・実施件数：346件（171万7,835円）	945	警察本部 警務課			
53 (29)	スクールカウンセラーによる相談 支援【再掲】	公認心理師・臨床心理士など「心の専門家」をスクールカウンセラーとして学校等に配置・派遣し、犯罪被害に遭った児童生徒や保護者に対しカウンセリング等により心のケアを行います。あわせて、教職員等に対し支援に関する助言を行います。	全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士等）を配置し、各学校における相談体制の充実を図る	243,188	○相談対応のための全ての公立小・中学校への配置：計32,398時間実施 ○県立高校及び県立特別支援学校への派遣：計7,707時間実施	217,920	心の支援課			
54 (38)	精神保健の向上に係る相談対応 【再掲】	精神保健福祉に係る相談に対し、専門機関としての立場で情報提供、助言を行うことで、地域の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図ります	○精神保健福祉業務に従事する市町村及び事業所等の経験の浅い職員を対象とした精神保健福祉担当者基礎研修会を開催することで、基礎知識の習得と相談対応の技術向上を図り、地域における精神保健福祉業務の円滑な推進に寄与する	278	○精神保健福祉担当者基礎研修会（オンデマンド形式） ・実施回数：1回 ・受講者数：269人	244	疾病・感染症対 策課			
55 (9)	早期援助団体に対する情報提供制 度の運用【再掲】	犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。	○犯罪被害者等早期援助団体（長野犯罪被害者支援センター）への情報提供	-	○犯罪被害者等早期援助団体（長野犯罪被害者支援センター）への情報提供 ・提供件数：1件	-	警察本部 警務課			
<b>(2) 日常生活の支援</b>										
56 (42)	生活困窮者の自立に向けた支援 【再掲】	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方にに対する給付金の支給等の支援を行います。	○生活困窮者の自立を支援するため、郡部における生活困窮者への自立相談支援の実施、住居確保給付金の給付を実施するほか、家計改善支援、就労準備支援等の幅広い支援を実施 ○相談支援員の資質向上のため、まいさぼの相談支援員（市設置まいさぼの相談員を含む）に対する研修を実施	231,693	○自立相談支援事業（郡部）の実施 ・新規相談件数：629件 ・就労・増収者数：75人 ○まいさぼ相談員への研修の実施 ・実施回数：6回 ・総参加者数：374人	237,707	地域福祉課			
57 (41)	ひとり親家庭の自立に向けた支援 【再掲】	ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を受けるとともに、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施します。 また、ひとり親家庭の自立と生活基盤の一層の安定を図ることを目的とし、専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成します。加えて、就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催します。	○福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を実施するほか、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施 ○専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催	87,728	○ひとり親家庭の生活全般に関する相談の実施 ・母子・父子自立支援員の相談件数：1,147件 ○専門資格取得に係る費用の助成等 ・高等職業訓練促進給付金等支給人数：22人 ・自立支援教育訓練給付金支給人数：6人 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会 ・ひとり親家庭等就業支援講習会（パソコン講習会） 参加人数：32人	77,955	こども・家庭課			
58 (13,35, 44,51)	「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支 援【再掲】	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」では、被害者が被害前の生活に近づけるよう、必要に応じて関係機関やカウンセリング・法律相談への付添支援を実施します。	○被害者の意思に基づき、医療支援（緊急避妊、性感染症検査等）、心理的支援（カウンセリング）、法的支援（弁護士による法律相談）、福祉の支援（生活支援等）等を実施する	24,189	○被害者の状況やニーズに応じた各種支援の実施 ・面談：44回・医療支援：16回 ・法的支援：11回・心理的支援：36回 ・警察との連携：10回 ・その他の機関との連携：21回 計138回	21,367	人権・男女共同 参画課			
59 (29,53)	スクールカウンセラーによる相談 支援【再掲】	公認心理師・臨床心理士など「心の専門家」をスクールカウンセラーとして学校等に配置・派遣し、犯罪被害に遭った児童生徒や保護者に対しカウンセリング等により心のケアを行います。あわせて、教職員等に対し支援に関する助言を行います。	○全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士等）を配置し、各学校における相談体制の充実を図る	243,188	○相談対応のための全ての公立小・中学校への配置：計32,398時間実施 ○県立高校及び県立特別支援学校への派遣：計7,707時間実施	217,920	心の支援課			

番号 (再掲)	施策	施策の概要	実施状況等				担当課
			R7事業内容	R7当初予算額 (千円)	R6事業実績	R6当初予算額 (千円)	
<b>(3) 安全の確保</b>							
60	非常時通報要領の指導等再被害防止措置の推進	同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携して、再被害の防止に資する情報を再被害防止対象者に適切に提供するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について防犯指導を行います。	○再被害防止措置の効果的な運用 ・再被害防止措置の把握と実施状況を踏まえた指導の推進 ・刑事施設等との緊密な連携による再被害防止措置の確実な実施 ・当県指定及び他県指定の加害者情報の適切な情報共有等連携強化の推進	-	○当県指定の再被害防止措置対象者、他県指定の長野県内居住再被害防止措置対象者について、指定県本部及び管轄警察署と連携・調整	-	警察本部 刑事企画課
61	一時避難場所宿泊料の公費支出	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する一時避難場所宿泊料を公費支出します。	○一時避難場所宿泊料を公費支出	149	○一時避難場所宿泊料の公費支出 ・件数：2人8泊 ・総額：4万8,400円	149	警察本部 警務課
62	地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進【再掲】	捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。	○被害者の要望による訪問・連絡活動等の効果的な実施 ○電話でお金詐欺、高齢者交通事故防止対策を視野に入れた巡回連絡の実施 ○子どもに係る犯罪の未然防止	-	○巡回連絡等に併せ、被害者の心情に配意した被害者宅への訪問活動を実施 ○巡回連絡時に、高齢者を対象とした電話でお金詐欺被害防止、交通事故防止等の未然防止活動を実施 ○子どもを対象とした犯罪被害等防止のため、関係機関や地域住民と連携した安全確保のための見守り活動等諸対策を実施	-	警察本部 地域課
63	暴力団等による危害を未然に防止するための保護対策の推進	暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害をうけるおそれのある者を保護対象者として指定し、被害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。	○暴力団等から危害をうけるおそれのある者を保護対象者として指定し、危険性に応じ緊急通報装置を貸与・一時避難場所宿泊料公費支出による保護及び支援を実施	316	○危害を防止するための必要な措置実績 ・緊急通報装置の貸与 ・一時避難場所宿泊料公費支出 延べ泊：3件、総額：1万9,445円	316	警察本部 組織犯罪対策課
64	ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応	ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等への対応に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性の程度に応じ、検挙措置等による加害者の隔離を第一に検討するなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進します。	○一時避難場所宿泊料を公費支出	940	○一時避難場所宿泊料の公費支出 ・延べ泊：109件 ・総額：59万1,401円	708	警察本部 人身安全・少年課
65 (27)	児童虐待における相談及び一時保護【再掲】	児童の安全確保や状況確認のため保護が必要と判断した場合には、県内5か所の児童相談所が、被虐待児等の一時保護を行います。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○児童相談所による児童虐待をはじめとする子どもの各般にわたる諸問題の相談対応、指導助言及び保護・支援の実施	284, 035	○児童相談所の運営 ・児童に関する相談件数：6,175件 ・児童の一時保護（委託）：707人 ○児童虐待・DV24時間ホットライン ・相談件数：1,902件	190, 574	児童相談・養育支援室
66 (28)	女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護【再掲】	要保護女子及び配偶者等からの暴力被害者等が保護を必要とする場合には、女性相談センターが本人の意思に基づき一時保護します。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○女性相談支援センターによるDVをはじめとする女性の各般にわたる諸問題の相談対応、助言等の実施 ○児童虐待及びDVに関する通告、通報に24時間・365日電話で対応	56, 844	○女性の一時保護及び自立支援等の実施 ・保護委託（一時保護委託及び緊急避難支援、本人）：137人 ○児童虐待・DV24時間ホットライン ・相談件数：1,902件	36, 235	児童相談・養育支援室
<b>(4) 居住の安定</b>							
67	県営住宅における犯罪被害者等の優先入居等	犯罪被害者等で従前の住宅に引き続き入居が難しい場合、県営住宅の入居者選考において、犯罪被害者等を優先的に取り扱うほか、目的外使用により、一時的に県営住宅へ入居できるようにします。	○県営住宅への優先入居等の実施	-	○県営住宅への優先入居等の実施	-	公営住宅室
68	県営住宅におけるDV被害者等の優先入居等	DV被害者等で従前の住宅に引き続き入居が難しい場合、県営住宅の入居選考において、DV被害者を優先的に取り扱うほか、目的外使用により、一時的に県営住宅へ入居できるようにします。	○DV被害者世帯、DV類似被害者世帯を県営住宅の優先入居対象及び単身入居対象の実施	-	○DV被害者世帯、DV類似被害者世帯を県営住宅の優先入居対象及び単身入居対象の実施	-	公営住宅室
69	民間賃貸住宅の確保・情報提供	セーフティネット住宅の登録数増加・制度周知を進め、転居を余儀なくされた被害者等のニーズに応じ、民間賃貸住宅の確保・情報提供を実施します。	○犯罪被害者等の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録	-	○セーフティネット住宅 ・登録戸数：17,244戸	-	建築住宅課
70 (27,65)	児童虐待における相談及び一時保護【再掲】	児童の安全確保や状況確認のため保護が必要と判断した場合には、県内5か所の児童相談所が、被虐待児等の一時保護を行います。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○児童相談所による児童虐待をはじめとする子どもの各般にわたる諸問題の相談対応、指導助言及び保護・支援の実施	284, 035	○児童相談所の運営 ・児童に関する相談件数：6,175件 ・児童の一時保護（委託）：707人 ○児童虐待・DV24時間ホットライン ・相談件数：1,902件	190, 574	児童相談・養育支援室
71 (28,66)	女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護【再掲】	要保護女子及び配偶者等からの暴力被害者等が保護を必要とする場合には、女性相談センターが本人の意思に基づき一時保護します。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○女性相談支援センターによるDVをはじめとする女性の各般にわたる諸問題の相談対応、助言等の実施 ○児童虐待及びDVに関する通告、通報に24時間・365日電話で対応	56, 844	○女性の一時保護及び自立支援等の実施 ・保護委託（一時保護委託及び緊急避難支援、本人）：137人 ○児童虐待・DV24時間ホットライン ・相談件数：1,902件	36, 235	児童相談・養育支援室
72 (42,56)	生活困窮者の自立に向けた支援【再掲】	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぽ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	○生活困窮者の自立を支援するため、郡部における生活困窮者への自立相談支援の実施、住居確保給付金の給付を実施するほか、家計改善支援、就労準備支援等の幅広い支援を実施 ○相談支援員の資質向上のため、まいさぽの相談支援員（市設置まいさぽの相談員を含む）に対する研修を実施	231, 693	○自立相談支援事業（郡部）の実施 ・新規相談件数：629件 ・就労、増収者数：75人 ○まいさぽ相談員への研修の実施 ・実施回数：6回 ・総参加者数：374人	237, 707	地域福祉課

番号 (再掲)	施策	施策の概要	実施状況等				担当課
			R7事業内容	R7当初予算額 (千円)	R6事業実績	R6当初予算額 (千円)	
<b>(5) 雇用の安定</b>							
73	事業者等への理解の促進	従業員が犯罪被害に遭った場合に生じる職場での影響や、犯罪被害者である従業員が就労を続けられるよう配慮すべきことについて理解を深めるため、経営幹部や人事担当者に向けて、犯罪被害者等支援の重要性を周知します。	○企業向けセミナーにおいて、犯罪の被害に遭われた従業員等への理解と支援について説明 ○令和6年度に作成した「犯罪被害者等支援啓発リーフレット（県民・事業者の皆様へ）」の活用	-	○企業向けセミナーにおいて、犯罪の被害に遭われた従業員等への理解と支援について説明 ○職場をはじめとした周囲の者による二次被害の防止を図ることを目的として、「犯罪被害者等支援啓発リーフレット（県民・事業者の皆様へ）」を作成し、市町村や始めとした関係機関・団体、経済団体に配布するとともに県のホームページに掲載 ・配布部数：10,000部	153	人権・男女共同参画課
74	地域就労支援センター事業 (本計画当初に位置付けていた「就労困難者のためのサポート事業」は令和4年度を以て終了し、上記事業へ統合)	就職に困難を抱える女性や若者、障がい者等の就業を総合的にサポートするため、伴走型の支援を行うとともに、人材が不足している事業者・業界とのマッチング支援を実施することで、働きたい方の就業を実現し、人材不足の解消を図る。	○求職者向け就労相談の実施 ○求人開拓及び人材不足業界の魅力発信 ○求職者及び求人企業とのマッチングイベント等の開催	69,040	○就職支援実績 ・登録者：1,727人 ・相談対応件数：11,385件 ・就業決定者：376人	71,896	労働雇用課
75 (40)	労働相談【再掲】	労使関係、就労相談等労働問題全般についての相談に対し、労働相談員、特別労働相談員による情報提供、助言を行います。	○労使関係の安定と労働条件の安定を図るために、労働相談員、特別労働相談員による労働相談を実施	20,513	○労使の個別相談に対応し、労使関係の安定と適正な労働条件の確保を図るために、労働相談員等を労政事務所に配置し、労働相談を実施 ・労働相談件数：1,786件	18,768	労働雇用課
76 (42,56, 72)	生活困窮者の自立に向けた支援 【再掲】	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	○生活困窮者の自立を支援するため、郡部における生活困窮者への自立相談支援の実施、住居確保給付金の給付を実施するほか、家計改善支援、就労準備支援等の幅広い支援を実施 ○相談支援員の資質向上のため、まいさぼの相談支援員（市設置まいさぼの相談員を含む）に対する研修を実施	231,693	○自立相談支援事業（郡部）の実施 ・新規相談件数：629件 ・就労、増収者数：75人 ○まいさぼ相談員への研修の実施 ・実施回数：6回 ・総参加者数：374人	237,707	地域福祉課
77 (41,57)	ひとり親家庭の自立に向けた支援 【再掲】	ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を受けるとともに、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施します。 また、ひとり親家庭の自立と生活基盤の一層の安定を図ることを目的とし、専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成します。加えて、就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催します。	○福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を実施するほか、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施 ○専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催	87,728	○ひとり親家庭の生活全般に関する相談の実施 ・母子・父子自立支援員の相談件数：1,147件 ○専門資格取得に係る費用の助成等 ・高等職業訓練促進給付金等支給人数：22人 ・自立支援教育訓練給付金支給人数：6人 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会 ・ひとり親家庭等就業支援講習会（パソコン講習会）参加人数：32人	77,955	こども・家庭課
78	農業労働者の安定確保支援	農業労働者の労働改善を図るため、農業労働環境改善意識啓発研修会を開催します。	○農業労働環境改善に対する農家等の意識啓発を行うための資料の作成及び研修会の開催	1,000 (うち一部)	○適正な受入環境整備に対する農家等の意識啓発を行うため「農業の働き方改革・雇用促進研修会」を開催 ・実施回数：1回 ・参加者数：80人	-	農村振興課
<b>(6) 経済的負担の軽減</b>							
79	長野県犯罪被害者見舞金の給付	犯罪被害者等は、被害直後から弁護士の着手金、医療費、葬儀費用等さまざまな費用負担を強いられるため、遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円を給付し、犯罪被害者等の被害直後における経済的負担を軽減します。	○犯罪被害者等見舞金の給付	8,400	○犯罪被害者等見舞金の給付 ・支給件数：13件	8,400	人権・男女共同参画課
80	犯罪被害給付制度の犯罪被害者等への教示	犯罪被害給付制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底します。	○犯罪被害給付制度の周知と適切な教示及び申請受理	-	○警察本部犯罪被害者等支援担当者及び各警察署被害者支援係に対する研修の実施 ・各1回ずつ ○対象事件の早期把握、対象事件被害者等に対する確実な制度教示、対象事件発生所属及び事件主管課との連携 ・申請受理件数：9件 ・裁判件数：13件 2,642万5,076円	-	警察本部 警務課
81	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の犯罪被害者等への教示	国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適正な運用に努めます。	○国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知及び適切な申請受理	-	○各警察施設等におけるパンフレットの掲出 ・申請受理件数：1件 ・裁判件数：1件	-	警察本部 警務課
82 (52)	カウンセリング費用の公費支出 【再掲】	犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者等の専門家によるカウンセリング等費用を公費支出します。	○犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者に、専門家によるカウンセリング等費用及び処方薬料を公費支出することで、犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減する	1,003	○カウンセリング等費用（処方薬料含む）の公費支出 ・対象者：17人 ・実施件数：346件（171万7,835円）	945	警察本部 警務課
83 (13,35, 44,51, 58)	「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支援 【再掲】	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支援 【再掲】	○各種支援に係る費用（医療費、カウンセリング費用、法律相談費用）の一部を公費負担	24,189	○各種支援に係る費用の一部を公費負担（公費負担を伴う支援の回数） ・医療支援：16回 ・法的支援：11回 ・心理的支援：36回	21,367	人権・男女共同参画課
84 (61)	一時避難場所宿泊料の公費支出 【再掲】	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する一時避難場所宿泊料を公費支出します。	○一時避難場所宿泊料を公費支出	149	○一時避難場所宿泊料の公費支出 ・件数：2人8泊 ・総額：4万8,400円	149	警察本部 警務課

番号 (再掲)	施策	施策の概要	実施状況等				担当課
			R7事業内容	R7当初予算額 (千円)	R6事業実績	R6当初予算額 (千円)	
85 86 87 88 89 (42,56, 72,76)  90  91  92  93  94  95	診断書料・死体検案書料等の公費支出	身体犯・性犯罪被害者の診断書料、取得にかかる初診料・再診料等及び司法解剖を伴う死体検案書料を公費支出します。	○初診（再診）料、診断書料、検案書料等の公費支出	1,825	○診断書料等の公費支出 ・件数：121件 ・総額：84万8,833円 ○死体検案書料の公費支出 ・件数：200件 ・総額：110万円	1,701	警察本部 警務課
	司法解剖後における遺体搬送費用等の公費支出	司法解剖後における遺体搬送費及び遺体修復費等を公費支出します。	○遺体搬送費及び遺体修復費等の公費支出	786	○遺体搬送料の公費支出 ・件数：3件 ・総額：33万6,600円	811	警察本部 警務課
	参考人等に対する費用の公費支出	警察の依頼に応じて出頭した参考人等費用を公費支出します。	○警察の依頼に応じて出頭した参考人等に対する費用弁償	-	○県下各警察署において支出	-	警察本部 警務課
	ハウスクリーニング費用の公費支出	自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する費用を公費支出します。	○ハウスクリーニング費用の公費支出	340	○ハウスクリーニング費用の公費支出 ・実績なし	269	警察本部 警務課
	生活困窮者への自立支援 【再掲】	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	○生活困窮者の自立を支援するため、郡部における生活困窮者への自立相談支援の実施、住居確保給付金の給付を実施するほか、家計改善支援、就労準備支援等の幅広い支援を実施 ○相談支援員の資質向上のため、まいさぼの相談支援員（市設置まいさぼの相談員を含む）に対する研修を実施	231,693	○自立相談支援事業（郡部）の実施 ・新規相談件数：629件 ・就労・増収者数：75人 ○まいさぼ相談員への研修の実施 ・実施回数：6回 ・総参加者数：374人	237,707	地域福祉課
	高校生等への修学支援	家庭の経済状況にかかわらず、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金の支給をはじめとする各種支援策の実施・周知を通じて、家庭の経済的負担の軽減を図ります。	○公立高等学校の就学に係る経済的負担の軽減を図るために、高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金及び高等学校等学び直し支援金の支給を実施（高校教育課） ○特に経済的負担を軽減する必要があると認められる者に対して、授業料以外の費用に充てるため、高校生等奨学給付金の支給を実施（高校教育課）  ○高校生等が安心して教育を受けることができるよう高等学校就学支援金等の支給により家庭の経済的負担軽減を実施（県民の学び支援課・私立学校分）	4,299,140 (高校教育課)  4,511,441 (県民の学び支援課)	○高等学校等就学支援金の支給の実施（高校教育課） ・受給者数：32,947人 ・支給額：3,554,057,749円 ○高等学校等学び直し支援金の支給の実施（高校教育課） ・受給者数：21人 ・支給額：550,498円 ○高校生等奨学給付金の支給の実施（高校教育課） ・3,506人 ・438,295,425円  ○私立高等学校等就学支援事業交付金の交付（県民の学び支援課） ・交付人数：13,324人 ○私立高等学校授業料等軽減事業補助金の交付（県民の学び支援課） ・交付人数（授業料）：3,850人 ・交付人数（入学金）：1,396人 ○私立高等学校等奨学給付金の支給（県民の学び支援課） ・支給人数：1,497人	4,414,968 (高校教育課)  3,492,691 (県民の学び支援課)	県民の学び支援課 高校教育課
	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の運用	ひとり親等に対し、経済的自立を支援するとともに、その扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的に、修学資金及び生活資金等の資金の貸付けを行います。	○修学における授業料等の貸付や就業の際に要する支度の資金の貸付、失業しているひとり親の生活資金等の貸付	237,312	○ひとり親の生活資金等の貸付 ・件数：126件 ・総額：90,453,674円	354,392	こども・家庭課
	生活福祉資金貸付制度の運用	低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、生活の立て直しに向けた相談支援を行うとともに、無利子・低利子の生活資金等の貸付を行います。	○低所得者、障害者及び高齢者世帯に対して、生活再建のための総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等を貸し付けるとともに、民生委員等を通じて必要な援助指導を実施 ○県社会福祉協議会を実施主体、市町村社会福祉協議会を窓口としている	47,157	○令和6年度 生活福祉資金貸付実績（県社協） ・総合支援資金：12件 3,760,000円 ・福祉資金：108件 24,443,000円 ・教育支援資金：102件 45,135,000円	32,288	地域福祉課
	生活保護の実施	生活に困窮する方に最低生活の保障と自立の助長を図るために、その困窮の程度に応じ、資産・能力等あらゆるもの活用を前提として必要な保護を行います。	○生活に困窮する方に最低生活の保障と自立の助長を図るために、その困窮の程度に応じ、資産・能力等あらゆるもの活用を前提として必要な保護を実施	2,268,426	○生活に困窮する方に最低生活の保障と自立の助長を図るために、その困窮の程度に応じ、資産・能力等あらゆるもの活用を前提として必要な保護を実施	2,139,505	地域福祉課
	住民税の所得控除	盗難に遭い損失が発生した場合、保険金額で補填された部分を除き、一部の金額を所得金額から控除します。	○盗難による損失を生じた場合、地方税法第34条第1項第1号及び同法第314条の2第1項第1号の規定により、保険金等で補填された部分を除き一部の金額を控除することができる	-	○住民税の所得控除については、市町村が実施（県では実績を把握していない）	-	市町村課 税務課
	自動車税の課税保留制度の運用	自動車が盗難被害を受けた場合、その被害を受けた日から3か月以上経過しても発見されないとき、盗難被害を受けた月の翌月から課税を保留します。	○自動車が盗難被害を受けた場合、その被害を受けた日から3か月以上経過しても発見されないとき、盗難被害を受けた月の翌月から課税を保留	-	実施件数15件	-	税務課

番号 (再掲)	施策	施策の概要	実施状況等				担当課			
			R7事業内容	R7当初予算額 (千円)	R6事業実績	R6当初予算額 (千円)				
<b>施策の柱4 県民の理解の増進</b>										
<b>(1) 県民の理解の増進</b>										
96	「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な広報啓発の実施	「犯罪被害者週間」の期間において、広く県民に犯罪被害者等の置かれている状況、支援の必要性や民間支援団体の意義や支援活動についての理解促進を図るため、関係機関と連携し各種研修会の開催のほか、広報誌やホームページ等各種広報媒体を活用した啓発を実施します。	○県庁ホンダリングプロジェクトや啓発パネル展示、街頭における広報啓発活動の実施	-	○県庁ホンダリングプロジェクトの実施 ・期間：令和6年11月18日から11月29日まで ・場所：長野県庁 ○犯罪被害者週間に併せ、長野駅前における広報啓発活動の実施	-	人権・男女共同参画課 警察本部警務課			
97	人権啓発センターにおける出前講座等の実施	人権啓発センター職員等が、自治会等に赴き、犯罪被害者等に係る人権課題についての講座を行い、犯罪被害者等に対する理解の促進を図ります。	○地域住民の要望に応じて犯罪被害者等の人権に関する学習会等に講師を派遣	-	○派遣実績なし	-	人権・男女共同参画課			
98 (73)	事業者等への理解の促進【再掲】	職場における二次被害を防止するため、県内の事業者、事業者団体に対し啓発パンフレットを配布し、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めます。	○企業向けセミナーにおいて、犯罪の被害に遭われた従業員等への理解と支援について説明 ○令和6年度に作成した「犯罪被害者等支援啓発リーフレット（県民・事業者の皆様へ）」を作成し、市町村や始めとした関係機関・団体、経済団体に配布するとともに県のホームページに掲載 ・配布部数：10,000部	-	○企業向けセミナーにおいて、犯罪の被害に遭われた従業員等への理解と支援について説明 ○職場をはじめとした周囲の者による二次被害の防止を図ることを目的として、「犯罪被害者等支援啓発リーフレット（県民・事業者の皆様へ）」を作成し、市町村や始めとした関係機関・団体、経済団体に配布するとともに県のホームページに掲載 ・配布部数：10,000部	153	人権・男女共同参画課			
99 (13,35, 44,51, 58,83)	「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支援【再掲】	被害者には、誰にも相談できずにいる方が多く存在すると考えられることから、効果的な広報啓発を行い、「りんどうハートながの」の社会的認知度の向上を図ります。また、「りんどうハートながの」の活動内容と併せて、「被害者は何も悪くない」などのメッセージの周知に努め、県民の理解促進を図ります。	○インターネットによる広報啓発を行い、センターの認知度向上を通じた被害の潜在化の防止及び性暴力に関する正しい知識の普及を図る	24,189	○R5作成のカードを12万7千部増刷し、保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）、小学校（5、6年生）、中学校（全学年）、特別支援学校（全学年）、高等学校（各校100部）に配布	21,367	人権・男女共同参画課			
100	消費者教育の実施	広報誌や啓発資料等により消費生活情報の提供を行い、特殊詐欺や悪質商法等の被害防止に努めます。あわせて、被害者は家族等にも相談できず、支援が遅くなることがあるため、被害者に対する周囲の人の声掛けや専門家への早期の相談の重要性について周知します。	○広報誌、啓発資料、ホームページ、出前講座等において最新の被害事例、対処法及び相談先を紹介し、消費者トラブルや電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害の未然防止を図る。また、被害者に対する声かけや専門家への早期の相談の重要性についても周知	8,133	○広報誌、啓発資料等を作成、配布 ・広報誌（くらしまる得情報） ・若者や高齢者をターゲットとした啓発ポスター、リーフレット等 ・ホームページ掲載 ○被害防止に向けた出前講座を実施	14,064	くらし安全・消費生活課			
101	広く県民等に向けた犯罪被害者等支援の広報・啓発	犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性についての理解促進を図るとともに、二次被害を防止するための広報・啓発に取り組みます。	○令和6年度に作成した「犯罪被害者等支援啓発リーフレット（県民・事業者の皆様へ）」の活用	-	○職場をはじめとした周囲の者による二次被害の防止を図ることを目的として、「犯罪被害者等支援啓発リーフレット（県民・事業者の皆様へ）」を作成し、市町村や始めとした関係機関・団体、経済団体に配布するとともに県のホームページに掲載 ・配布部数：10,000部	153	人権・男女共同参画課			
102	各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施	関係機関や民間被害者支援団体と連携し、犯罪被害者等や性犯罪被害者等被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況、交通事故被害者等の現状等を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意識・活動等について周知するとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。	○関係機関・団体と連携した街頭における広報啓発活動 ○広報啓発用パンフレットの作成やウェブサイト上への犯罪被害者等支援施策の掲載による各種施策の周知及び被害者支援への理解の増進	-	○犯罪被害者週間におけるパネル展示、リーフレットの配布等による被害者支援活動等に関する広報啓発活動の実施 ○広報用ポスターの作成と県下関係各所におけるポスターの掲示	-	警察本部 警務課			
<b>(2) 学校における教育</b>										
103	「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	中学生・高校生等を対象に犯罪被害者等の講演等による「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなどし、中学生等の犯罪被害者等への配慮、協力意識のかん養や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。	○教育委員会等の関係機関と連携した「命の大切さを学ぶ教室」の開講 ○「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの積極的な参加募集	-	○教育委員会等の関係機関と連携した「命の大切さを学ぶ教室」の開講 ・開講回数：9回 ・受講者数：2,146人 ○「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールの参加 ・3人	-	警察本部 警務課			
104	犯罪被害者等の人権教育の推進	犯罪被害者とその家族にかかる人権課題を、人権教育推進上取り上げる様々な人権課題の一つとし、県内全ての学校や地域における人権教育の推進に努めます。	人権に関する理解・認識を深めるため、いじめ・暴力等で苦しんだ経験を持つ方などを講師として学校に派遣	3,372	「人権教育講師派遣事業」による人権講演の実施：延べ87校（うち犯罪被害をテーマとした講演：5校）	3,512	心の支援課			
105 (12,31)	男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等【再掲】	犯罪被害を未然に防ぐため、児童・生徒に向けたデートDV防止に関する講座を開催する学校への講師派遣や、教職員を対象とした指導者向けのセミナー等を開催します。	○地域や家庭における男女共同参画の促進、DV防止、女性のエンパワーメントやワーク・ライフ・バランスに関する講座や、教職員を対象とした向けの男女共同参画を取り巻く情勢と地域の課題を踏まえたセミナー等の開催	1,731	○講座、研修、セミナー等の開催 ・実施回数：27回	2,589	人権・男女共同参画課			